

教生学第 681 号

平成 25 年 12 月 24 日

各教育局長 様

学校教育局参事 (生徒指導・学校安全)

学校教育におけるアニメ「めぐみ」の活用促進等について (通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から別添写しのとおり依頼がありましたので、通知します。

ついでには、管内の各道立学校及び市町村教育委員会に対し別添写しを送付するとともに、各学校において、人権教育で拉致問題を扱う際の積極的な活用や、児童生徒等への貸し出しや校内閲覧ができるような環境づくりを図るよう、周知願います。

なお、アニメ「めぐみ」のDVDについては、平成 25 年 10 月 1 日付け学校教育局義務教育課主幹事務連絡「アニメ『めぐみ』DVD再送付について」による報告に基づき、内閣官房拉致問題対策本部事務局から各教育局及び市町村教育委員会に直接送付されることになっており、各学校への配布の際は、別添「(参考) アニメ『めぐみ』DVD配布にあたって」を参考とするよう、併せてお知らせ願います。

(生徒指導・学校安全グループ)

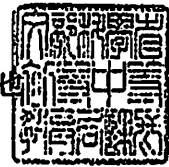


25初児生第40号
平成25年12月16日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県知事部局私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人附属学校主管課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

内藤 敏也



(印影印刷)

学校教育におけるアニメ「めぐみ」の活用促進等について

日頃から、学校教育における人権教育の推進に御協力いただきありがとうございます。

御承知のとおり、平成23年4月1日の閣議決定をもって「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）」の一部変更が行われ、各人権課題の一つとして「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されており、文部科学省としても、学校における人権教育の実践の場面において北朝鮮当局による拉致問題を扱う際には、北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品を学校において活用していただくよう周知しているところです。

このたび、資料1のとおり、拉致問題担当大臣及び文部科学大臣の連名により、各教育委員会等に対して、拉致問題に関する理解促進及び人権教育・啓発の促進について依頼が行われ、また、資料2のとおり、内閣官房拉致問題対策本部事務局より、各都道府県教育委員会等に対して、北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品であるアニメ「めぐみ」のDVDを全国の学校に送付するにあたり、アニメ「めぐみ」の活用について依頼が行われております。

については、この依頼を踏まえ、学校における人権教育の実践の場面において拉致問題を扱う際にアニメ「めぐみ」を積極的に御活用いただくことに加え、学校図書館や視聴覚教育室等にアニメ「めぐみ」のDVDを常設すること等を通じ、児童生徒等への貸し出しや校内閲覧ができるような環境作りに御協力いただきたく、この趣旨を都道府県及び指定都市教育委員会におかれましては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都

道府県知事部局におかれましては所轄の学校等に対して、国立大学法人におかれましては各附属学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課指導調査係

TEL：03-6734-3297（直通）



各都道府県教育委員会教育長
 各指定都市教育委員会教育長
 各都道府県知事
 附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
 独立行政法人国立高等専門学校機構長
 各私立高等専門学校を設置する学校法人の長

拉致問題に関する理解促進及び人権教育・啓発の促進について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

北朝鮮当局による日本人拉致問題の解決のためには、国民の皆様の理解と支持が不可欠であり、政府としては、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、拉致問題についての国民各層の関心と認識を深めるべく、全力で取り組んでいるところであります。

最近では、内閣官房拉致問題対策本部と文部科学省が協力し、学校教育における人権教育の実践の場面において拉致問題を扱う際、アニメ「めぐみ」等の映像作品を積極的に活用するよう促しており、皆様方の御協力により視聴数が徐々に増加してきております。

また、政府としては、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」第四条の規定により、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として各種啓発事業を実施してきております。

このたび、拉致問題に対する国民世論の理解を深めるための取組を一層推進するべく、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせて、アニメ「めぐみ」のDVDを全国の学校へ送付することにより、これまで以上に学校等において映像作品の上映を促進していただきたく、皆様方に御協力をお願い申し上げますことといたしました。

については、拉致問題の解決のため、一人でも多くの児童生徒等が拉致問題に対して理解と関心を深めていただけるよう、御協力をお願い申し上げます。

平成25年12月16日

国務大臣（拉致問題担当大臣）

文 部 科 学 大 臣

下村博文

閣 副 第 6 7 9 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県知事部局私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人附属学校主管課長
独立行政法人国立高等専門学校担当課長 殿
公立高等専門学校を所管する教育委員会指導事務主管課長
各公立高等専門学校を設置する公立大学法人を所管
する地方公共団体の指導事務主管課長
各私立高等専門学校を設置する学校法人担当課長

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長
(公印省略)

学校教育におけるアニメ「めぐみ」の活用の促進について（依頼）

政府・拉致問題対策本部では、児童・生徒等が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考える契機としていただくため、当本部が作成したアニメ「めぐみ」について、各学校等にDVDを送付し、積極的に拉致問題の理解促進・人権教育等に活用いただけるよう、毎年地方公共団体及び教育委員会等に対して関係機関への周知をお願いしてきたところです。

また、平成23年4月1日付けで、「人権教育・啓発基本計画」に北朝鮮当局による拉致問題等が盛り込まれたことを受け、学校等におけるアニメ「めぐみ」の活用等について一層の御協力をお願いしたところでもあります。

以降、皆様方の御協力により、学校等における視聴数も徐々に増えてきておりますが、この度、別添のとおり拉致問題担当大臣と文部科学大臣の連名により、12月10日～12月16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間の機会に、拉致問題や人権問題に関心を持つ児童・生徒等が自由に視聴し、児童・生徒等にとってこれらの問題が身近な問題であると考えていただくことを期待して、これまで授業等で活用いただくことを目的に各学校に配布してきたDVDとは別に、改めて追加配布させていただくこととし、別途各自治体、教育委員会等宛に発送いたします。

つきましては、学校において、引き続きアニメ「めぐみ」を上映いただくとともに、図書室あるいは視聴覚教育室等に配架いただくなど視聴しやすい方法・場所等を工夫いただき、1人でも多くの児童・生徒等が拉致問題や人権問題に関心を持ち、その重要性を認識するための資料のひとつとしてご活用いただくよう周知いただければ幸いです。

なお、アニメ「めぐみ」は、平成20年4月に文部科学省の教育映像等資料審査において学校教育教材に選定された映像資料であり、今後とも、学校教育現場における拉致問題への理解促進や人権教育のための資料として積極的に活用していただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくご厚意申し上げます。